

(仮称) 桃生こども園建設工事監理業務

特 記 仕 様 書

石巻市建設部建築課

工事監理業務特記仕様書

§1 業務概要

- 1 委託業務の名称 (仮称) 桃生こども園建設工事監理業務
- 2 履 行 期 間 契約締結の日から令和9年3月18日まで
- 3 対象施設の概要

この工事監理業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 対象施設名称 (仮称) 桃生こども園
- (2) 敷 地 の 場 所 石巻市桃生町中津山字八木48番1
- (3) 施 設 用 途 幼保連携型認定こども園

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第十一号 第1類とする。

4 対象工事の概要

本業務の監理対象工事の請負契約概要は、別紙「工事監理業務対象工事概要書」による。

§2 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「宮城県建築工事監理業務委託共通仕様書」及び「営繕工事監理等業務委託マニュアル（宮城県土木部営繕課・設備課）」を準用する。

1 管理技術者等の資格要件

業務の実施に当たっては、下記の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお、「管理技術者等」とは、管理技術者及び担当技術者を総称している。

(1) 管理技術者

管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による「一級建築士」の資格を有し、設計図書の設計内容を的確に掌握するとともに、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

(2) 担当技術者

担当技術者は、設計図書の内容を的確に判断するとともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

担当技術者は、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の各部門の担当者とする。

(3) 管理技術者等の兼務

- a 管理技術者は、建築（意匠）の担当技術者を兼務することができる。
- b 担当技術者は各部門を兼務できない。

2 工事監理業務の内容

工事監理業務の内容は、共通仕様書及び工事監理指針の調査職員の業務の内容に規定した項目の他、以下の特記による。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。

また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

- (1) 工事監理に関する業務
 - a 設計図書の内容の把握等
 - 1) 設計図書の内容の把握
 - 2) 質疑書の検討

設計図書について工事の受注者等より質疑があった場合、工事の受注者等と十分に調整のうえ、調査職員と協議する。
 - b 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
 - 1) 施工図の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分に留意する。

施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図について作成した場合には、総合図の検討を行うこととする。
 - 2) 工事材料、設備機器等の検討及び報告
 - ① 材料及び仕上げ見本等の検討
 - ② 建築設備の機械器具の検討
 - c 対象工事と設計図書との照合及び確認
 - 1) 工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認

確認については、試験、目視、計測の各行為を現場立会い、又は工事の受注者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面の確認のいずれかの方法で行うこととする。確認方法については、宮城県土木部営繕課・設備課「営繕工事監理業務分担表（建築）、（電気）、（機械）」による。
 - 2) 発注者の調査職員と監理業務受注者の業務分担と監理方法

宮城県土木部営繕課・設備課「営繕工事監理業務分担表（建築）、（電気）、（機械）」による。
 - d 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
 - e 工事監理業務の実施状況報告及び完了手続き
 - 1) 業務報告書等の提出
 - ① 業務履行報告書等の提出（毎月）
 - ② 月間工事監理業務報告書等の提出（毎月／写真、検査等資料・報告書、監理日報、監理上の技術検討資料等の添付）
 - ③ 完了報告書等の提出
- (2) 工事監理に関するその他の業務
 - a 工程表の検討及び報告
 - b 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
 - c 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
 - 1) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告
 - 2) 工事請負契約に定められた指示、検査等

d 関連工事の調整に関する業務

対象工事は、複数の工事受注者等により施工され、各工事が相互に密接に関連して実施されることから、各工事受注者等から必要な意見を聴取し、調整を要する事項について検討を行い、その結果を調査職員に報告すること。

e 対象工事の変更請負契約に協力する業務

宮城県土木部営繕課・設備課「営繕工事監理等業務委託マニュアル」の「6 設計変更の取扱い」に準じ、必要な検討及び資料の作成を行う。ただし、設計と条件の変更や設計瑕疵による変更等、重大な内容に関する業務は除く。

f 省エネ基準適合に関する業務

工事受注者の選定する建材及び設備機器等について、対象工事の建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく要求事項との照合及び確認を行うこと。

また、設計内容及び採用機器や資材の性能等に変更が生じた場合は、必要に応じて省エネルギー計算書の再作成及び関係手続を行うこと。ただし、手続に係る手数料は本業務に含まないものとする。

g 完成図の確認に関する業務

h 関係機関の検査の立会い等

i 内装仕上げに係る色彩計画の提案

受注者は、工事受注者の選定する建材等の色展開を踏まえ、内装仕上げに係る色彩計画について提案書を作成し、発注者に提出すること。なお、提案書の要求事項は以下のとおりとし、配色パターンは3案程度とする。

- 1) 対象室（保育室1室、遊戯室、3～5歳児WC、支援室）について、展開図上に内装仕上材の現物に近い色彩を着色した図面を作成する。
- 2) 対象室のパース（スケッチ可）を2面程度作成し、上記1)同様に着色する。
- 3) 上記1)及び2)の図面を提案書（規格：A2判程度、任意様式）に配置する。
- 4) 提案書内の空欄に、色彩計画のコンセプト等を記載する。

3 業務の実施

(1) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a 建築

- 1) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- 2) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- 3) 建築物解体工事共通仕様書（最新版）

b 設備

- 1) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 2) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 3) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- 4) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 5) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 6) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）

- c 共通
 - 1) 建築改修工事監理指針（最新版）
 - 2) 建築工事監理指針（最新版）
 - 3) 電気設備工事監理指針（最新版）
 - 4) 機械設備工事監理指針（最新版）
 - 5) 対象工事の設計図書
- (2) 提出書類等
 - a 業務計画書
 - b 業務履行報告書（毎月）
 - c 月間工事監理業務報告書（毎月）
- (3) 打合せ及び記録
 - a 調査職員と受注者との打ち合わせについては、次の時期に行う。
 - 1) 業務着手時
 - 2) 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
 - b 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、請負者等と定期的かつ密接に連絡を取り、施工状況について把握しなければならない。
- (4) 工事定例会議の開催

令和8年1月上旬から令和9年1月末までの期間において、隔週開催とし、月2回程度を標準とする。（管理技術者、建築（意匠）・電気設備・機械設備の各担当者が参加する。）

受注者は、工事定例打合せを開催するにあたり、事前に議題を取りまとめ、会議の進行を行い調整に努めること。
- (5) 資料等の貸与及び返却

業務着手時に、対象工事における下記の資料を貸与する。下記資料の必要がなくなった場合は、速やかに調査職員に返却すること。

 - ・設計図書
 - ・計画通知書関連資料
 - ・省エネ基準適合関連資料
- (6) 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等については、必要な書類の原案を作成し調査職員に確認を受けること。また、関係官公庁へ提出し、検査・確認に際して立ち会うこと。

§3 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により建設工事等担当課長に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

§4 設計業務等の重要事項説明について

落札が決定した者は、建築士法第24条の7第1項の規定に基づき、契約締結前に重要事項説明書を提出のうえ、説明を行うこと。また、契約締結に際して同法22条の3の3第1項の規定に基づき書面を交付すること。

工事監理業務対象工事概要書

(仮称) 桃生こども園建設工事監理業務の対象となる工事の概要は、以下のとおりとする。
※【 】は工種を示す。

1 (仮称) 桃生こども園建設工事 【建築】

- (1) 請負業者 — (仮契約中のため非公開)
- (2) 工期 契約締結の日の翌日から令和9年3月5日まで
- (3) 請負代金額 — (仮契約中のため非公開)
- (4) 工事概要 ○幼保連携型認定こども園建設工事
 - 1 こども園新築工事
 - 木造平屋建て 延べ面積1,189.34㎡
 - 主要室：保育室、遊戯室、職員室、調理室、便所等
 - 2 外部倉庫新築工事
 - 鉄骨造平屋建て 延べ面積30.80㎡
 - 3 園庭等外構工事
 - 囲障、構内舗装、遊具等

2 (仮称) 桃生こども園建設電気設備工事 【電気設備】

- (1) 請負業者 — (未定)
- (2) 工期 契約締結の日から令和9年3月5日まで
- (3) 請負代金額 — (未定)
- (4) 工事概要 ○幼保連携型認定こども園建設に伴う電気設備工事
 - ①電灯設備 ②動力設備 ③受変電設備 ④構内情報通信網設備
 - ⑤構内交換設備 ⑥情報表示設備 ⑦映像・音響設備 ⑧拡声設備
 - ⑨誘導支援設備 ⑩テレビ受信設備 ⑪監視カメラ設備
 - ⑫防犯・電気錠設備 ⑬火災報知設備 ⑭構内配電線路 ⑮構内通信線路

3 (仮称) 桃生こども園建設機械設備工事 【機械設備】

- (1) 請負業者 — (未定)
- (2) 工期 契約締結の日の翌日から令和9年3月5日まで
- (3) 請負代金額 — (未定)
- (4) 工事概要 ○幼保連携型認定こども園建設に伴う機械設備工事
 - ①空気調和設備 ②換気設備 ③衛生器具設備 ④給水設備 ⑤排水設備
 - ⑥給湯設備 ⑦消火設備 ⑧ガス設備 ⑨厨房機器設備